

議案第28号

北上市職員の分限の手續及び効果等条例等の一部を改正する条例

(北上市職員の分限の手續及び効果等条例の一部改正)

第1条 北上市職員の分限の手續及び効果等条例(平成3年北上市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職の効果) 第3条 [略] 2～4 [略]	(休職の効果) 第3条 [略] 2～4 [略] 5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定については、これらの規定中「3年」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市職員の懲戒の手續及び効果条例の一部改正)

第2条 北上市職員の懲戒の手續及び効果条例(平成3年北上市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第4項の規定に基づき、北上市一般職の職員(以下「職員」という。)の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。 <u>以下「法」という。</u> )第29条第4項の規定に基づき、北上市一般職の職員( <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。</u> 以下「職員」という。)の懲戒の手續及び効果

<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料額の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下給料額<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬額)</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例(平成3年北上市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件附採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) [略]</p>
備考 改正部分は下線の部分である。	

(公益的法人等への北上市職員の派遣条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への北上市職員の派遣条例(平成14年北上市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

(1)～(5) [略]

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) [略]

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員

(4)・(5) [略]

3 [略]

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

(1)～(5) [略]

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) [略]

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件附採用になっている職員

(4)・(5) [略]

3 [略]

備考 改正部分は下線の部分である。

(北上市人事行政運営等の状況の公表条例の一部改正)

第5条 北上市人事行政運営等の状況の公表条例（平成17年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p>

(1)～(10) [略]

(1)～(10) [略]

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例を整備しようとするものである。